

裁 決 書

(審査請求人)

様

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、平成18年11月13日付けで請求のあった高崎市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）の生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号。以下「法」という。）による保護申請の却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

平成18年12月25日

群馬県知事 小寺 弘之

主 文

本件審査請求を容認し、平成18年10月24日付けで処分庁が行った生活保護申請却下処分を取り消す。

裁 決 の 理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求は、処分庁が請求人に対して、平成18年10月24日付けで行った保護申請却下処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

現に働く先がなく、生活が困窮しているにもかかわらず、単に就労可能であることを理由に申請を却下されたことに納得できないため、保護申請却下処分の取消しを求める。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

審査請求書、弁明書、反論書及びこれらに添付された関係書類、さらに請求人及び参考人に対する聴き取り調査により、次の事実が認められる。

(1) 請求人は、体調不良及び高齢のため就労先が見つからず、平成18年9月27日付

けで、高崎市福祉事務所へ保護申請した。

- (2) 申請を受けた処分庁では、請求人が稼働年齢層にあることから、稼働能力の有無についての検診を命令したところ、平成18年10月23日付けで委託先の■■■■■■■■■■から「稼働能力あり」との報告を受けた。
- (3) 請求人は保護申請前から高崎市内の■■■■■■■■■■を受診しており、胃潰瘍との診断を受けているが、主治医からは稼働能力には特に問題はないと判断されている。
- (4) 高崎公共職業安定所によると、昨今の求人状況は、高年齢層の就労は厳しいことは事実であるものの、職種や賃金等の労働条件に拘泥しなければ、就労できない状況ではないと判断できる。
- (5) 処分庁では、検診結果及び相談段階からの度重なる指導にもかかわらず就労への努力が認められないとして、稼働能力不活用を理由に保護申請を却下、平成18年10月24日付けで請求人あて通知した。

2 判断

- (1) 法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている(法第1条)。

また、法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものである(法第4条第1項)。

- (2) 稼働能力活用の要件については①稼働能力を有するか、②その稼働能力を活用する意志があるか、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるかの3点により判断され、単に年齢や身体的な稼働能力のみをもって能力不活用と結論づけるべきではなく、これらに加え、本人の資格・技術、職歴、就労阻害要因、精神状態等に関する医師の判断等と、これを踏まえた本人の就職活動の状況や地域の求人状況等の把握による総合的な評価が必要なものである。
- (3) 請求人の身体的な稼働能力や統計的に示される求人状況からは必ずしも就労できない状況ではないと思量されるものの、最終的に就労できるか否かは求職者本人の資質や求人側の条件等その他の要因に負うところが少なくなく、稼働能力不活用と断定するに十分な調査が尽くされているとは言い難い。
- (4) 仮に現時点で稼働能力が十分に活用されていないと判断されるとしても、現に電気等のライフラインが停止されかねない状況にまで生活が困窮している中、そのことのみを理由に申請を却下することは、法の目的とする自立助長の観点からも適当でない。

以上のことから、処分庁において、稼働能力の不活用を理由にした生活保護申請却下処分は不適正と判断し、請求人からの本件処分の取消しを求める審査請求を容認し、行政不服審査法(昭和37年9月15日法律第160号)第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

なお、請求人においては労働条件等に固執することなく、早急に就労すべく最大限の努力を払うことを求めるとともに、一方処分庁にあっては、生活保護の目的が要保護者への経済的支援のみならず、自立の助長にもある以上、請求人に対し強力な就労指導及び援助を行うよう要望する。

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第8条及び生活保護法第66条の規定により、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる処分をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）処分の取消しの訴えを、あるいは群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は群馬県知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

上記裁決書の謄本は原本と相違ないことを証明する。

平成18年12月25日

群馬県知事 小寺 弘之